

# 理事会議事録

期 日 令和6年2月7日（水）

会 場 マリンパレスかごしま（4階 カトレア）

鹿児島県国民健康保険団体連合会



署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前田祝成 

理 事

(出水市長)

榎本伸一 

理 事

(薩摩川内市長)

田中良二 



# 理事会議事録

## 1. 開催日時

令和6年2月7日 午後1時27分～2時44分

## 2. 開催場所

マリnpレスかごしま（4階カトレア）

## 3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：12人

○出席者：9人

前田理事（枕崎市長）  
椎木理事（出水市長）  
田中理事（薩摩川内市長）  
中重理事（霧島市長）  
湯元理事（始良市長）  
大山理事（三島村長） ※書面参加  
池上理事（湧水町長） ※報告事項の審議から加わる  
鎌田理事（瀬戸内町長） ※書面参加  
塩田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：3人

永野理事（肝付町長）  
高岡理事（徳之島町長）  
池田理事（鹿児島県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：前田理事（枕崎市長）

○議事録署名者：前田理事（枕崎市長）  
椎木理事（出水市長）  
田中理事（薩摩川内市長）

## 4. 議事

### 【報告事項】

- 報告第1号 弾力条項（令和5年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について  
〃 第2号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について  
〃 第3号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

## 【議決事項】

- 役議案 第 1 号 処務規程の一部改正について
- 〃 第 2 号 職員の定年等に関する規則の一部改正について
- 〃 第 3 号 就業規則の一部改正について
- 〃 第 4 号 職員の勤務時間、休暇に関する規則の一部改正について
- 〃 第 5 号 職員の給与規程の一部改正について
- 〃 第 6 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会第 4 期中期経営計画について
- 〃 第 7 号 通常総会の開催について
- 議案 第 1 号 特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について
- 〃 第 2 号 手数料規程の一部改正について
- 〃 第 3 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について
- 〃 第 4 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算補正（4 回）について
- 〃 第 5 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5 回）について
- 〃 第 6 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3 回）について
- 〃 第 7 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 8 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 9 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 10 号 財産の処分（令和 5 年度）について
- 〃 第 11 号 令和 6 年度事業計画（案）について
- 〃 第 12 号 一時借入金について
- 〃 第 13 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算について
- 〃 第 14 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 15 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 16 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 17 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 18 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 19 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 〃 第 20 号 財産の処分（令和 6 年度）について

## 5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 成立・開会宣言

理事 12 人中 8 人が出席（書面による出席含む）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

## (2) 主催者挨拶

### 【前田理事長】

皆さん、こんにちは。理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の事業運営につきまして、格別な御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は、元日から石川県の能登半島を中心とした大きな地震に見舞われ、映像でみる被害の大きさを目の当たりにし、犠牲となった方、被害に遭われた方の連日の報道に大変ショックで心を痛めており、犠牲となられた方への哀悼の意を表しますとともに、1日でも早くライフラインが復旧して被災者の方々が平穏な生活に戻られることを祈るばかりです。

さて、昨年12月に今の健康保険証を今年の12月2日から廃止することが閣議決定されました。また、同じく昨年12月に行われた社会保障審議会医療保険部会では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の利用促進について議論されています。国民健康保険においては、保険者努力支援制度でデジタル技術を活用した生活習慣病の発症・重症化予防に関する保健事業を評価していく方針が明らかにされており、マイナ保険証の利用でメリットを生み出すデジタル技術の活用は今後一層求められていくようです。

また、県においては、県内の市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう方向性・方針を取りまとめ、3月に策定予定の県の次期国保運営方針素案の県国保運営協議会やパブリックコメントでの意見について、国保運営連携会議の下部3部会で協議されるなど、次期方針の策定・公表に向け、協議は大詰めを迎えているようです。

本会といたしましても、国や県の動向を踏まえながら、保健事業の充実や医療費等の適正化など、保険者を取り巻く状況やニーズに沿った支援に努めてまいります。

また、本会の負担金・手数料の見直しにつきましては、国保中央会への負担金などが示された一部の手数料等について、業務研究委員会で保険者の国保主管課長の協力もいただきながら協議したところです。議案として、本日の理事会で審議の上、22日に開催予定の通常総会において提案することとしております。

本会においては、6年度からの新たな経営計画として、業務研究委員会の保険者等の意見を踏まえ、第4期中期経営計画案を作成したところです。このあと事務局から説明があろうかと思いますが、6年度からの6年間の計画となっており、これに沿って事業を実施していくこととなります。

さて、本日の理事会は、専決処分させていただいた件についての報告、規程の改正、令和5年度予算補正案、令和6年度の事業計画案並びに予算案等について提案させていただくこととしております。

それでは、御協議の程よろしく申し上げます。

### (3) 前回の総会以降の主な出来事等について

塩田常務理事から次の項目について説明

- I 情報セキュリティインシデントについて
- II 国保トップセミナーの開催について
- III 国保制度改善強化全国大会について
- IV 第4期中期経営計画の策定について
- V 令和5年度医療機関等物価高騰対策支援事業における追加支援の受託について
- VI 令和6年度の新規事業（案）について
- VII 国民健康保険団体連合会における令和6年度税制改正について
- VIII 本会の負担金・手数料の見直し（令和5年度協議）について

### (4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

### (5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により、椎木出水市長及び田中薩摩川内市長が、議事録署名者に選任された。

### (6) 議案及びその審議状況

#### 【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び、来たる2月22日に予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和6年度予算案などがございます。

なお、本日提案いたします議案等については、去る1月31日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議しておりますことを申し添えます。

本日は、主に理事会議案の冊子と、A3判の「総括表」に基づき説明し、審議いただく方法で進めてまいります。

なお、可決の要件を確認できるよう、採決は挙手にて行いますのでよろしくお

願います。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、出水市の椎木市長さん、薩摩川内市の田中市長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和5年度の予算補正等についてですので、報告第1号から第3号の3件は、一括して審議することとしたいと思いますが、差しつかえありませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、報告第1号「弾力条項（令和5年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について」から、報告第3号「令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(池上理事、報告の審議から加わる)

報告第1号～3号（一括審議）

(報告第1号 弾力条項（令和5年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について)

(報告第2号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について)

(報告第3号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について)

事務局：

弾力条項・専決処分につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。右上に7分の1ページと記載のある各会計報告事項（弾力事項・専決処分）総括表でございます。

まず、弾力条項についてですが、表の上の※印をご覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、報告第1号と第2号に適用させていただきましたので報告するものでございます。

報告第1号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計（4回）出産育児一時金等に関する支払勘定で、補正額1億987万8千円の増額でございます。

報告第2号は、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で、補正額1億6,201万9千円の増額でございます。

主旨でございますが、報告第1号は、出産育児一時金の支給額が引き上げられたこと、報告第2号は、新型コロナウイルス感染症に係る医療費等が増加したことから、それぞれ保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第3号は、令和5年度一般会計（3回）で、早急に補正の必要があったことから専決処分させていただいたもので、補正額32万4千円の増額でございます。

主旨でございますが、国の「電力・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象期間延長に伴い、介護サービス事業所等のエネルギー高騰分の一部に対する給付金の支払に関する事務を引き続き鹿児島市から受託したもので、歳入・歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第1号から報告第3号は、原案どおり決定することといたします。

それでは、当理事会の議決事項である役議案について御審議願います。

役議案第1号「処務規程の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### 〔議決事項〕

##### 役議案第1号

（役議案第1号 処務規程の一部改正について）

事務局：

A4判横の議案書の25ページをお開きください。

役議案第1号は、「処務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和5年10月1日から開始された適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応するため、所要の改正をしようとするも

のでございます。

30 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前で左が改正後でございます。インボイス制度が開始され、適格請求書の写しを保存する義務が課されたこと、また、帳簿及び適格請求書等の保存期間が7年間と定められていることから、保存期間等を改正するもので、32 ページまでアンダーライン部分を改めるものでございます。

34 ページをお開きください。

附則、この規程は、令和6年2月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表の記号7の適用は、令和5年度決算分からとするものでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第1号は原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第2号から役議案第5号の4件は、関連する規則等の改正のため、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、役議案第2号「職員の定年等に関する規則の一部改正について」から役議案第5号「職員給与規程の一部改正について」を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### 役議案第2号～5号（一括審議）

（役議案第2号 職員の定年等に関する規則の一部改正について）

（役議案第3号 就業規則の一部改正について）

（役議案第4号 職員の勤務時間、休暇に関する規則の一部改正について）

（役議案第5号 職員給与規程の一部改正について）

事務局：

35 ページをお開きください。

役議案第2号は、「職員の定年等に関する規則の一部改正について」でございます。提案理由でございますが、平均寿命の延伸や少子高齢化の進展等を踏まえ、今後も本会の円滑な業務運営が求められていく上で、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員を最大限活用しつつ、その知識等を継承し組織全体の活力を維持していく仕組みとして、県及び国に準じて本会の定年引上げを実施するとともに、関連する制度を導入するため、所要の改正をしようとするものでございます。

46 ページをお開きください。

第2章第3条から第5条で定年制度について定め、定年年齢を65歳に引き上げ、48 ページをお開きください。

第3章管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）として、第6条から50 ページをお開きいただき、11条まで、第4章定年前再任用短時間勤務制として第12条を、それぞれアンダーライン部分を改め、新設するものでございます。

51 ページをご覧ください。

また、附則で定年に関する経過措置として、61歳から段階的に2年に1歳ずつ引き上げるものでございます。

52 ページをお開きください。

附則、この規則は、令和6年2月7日から施行するものでございます。また、附則で、勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置などを定めております。

57 ページをお開きください。

次の役議案第3号から第5号までは、「職員の定年等に関する規則の一部改正」に伴い改正しようとするもので、提案理由は役議案第2号と同じでございます。

役議案第3号で、就業規則について。

63 ページをお開きください。役議案第4号で、職員の勤務時間、休暇等について。

69 ページをお開きください。役議案第5号で、職員給与規程について、それぞれ改正しようとするものでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第2号から役議案第5号は、原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第6号「鹿児島県国民健康保険団体連合会第4期中期経営計画について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## 役議案第6号

(役議案第6号 鹿児島県国民健康保険団体連合会第4期中期経営計画について)

事務局：

91 ページをお開きください。

役議案第6号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会第4期中期経営計画について」でございます。

提案理由でございますが、令和3年に策定した現経営計画（第3期）が、令和6年3月末で計画期間終了となることから、令和6年度から11年度の事業の方針となる計画として中期経営計画（第4期）を策定しようとするものでございます。

配布しておりますA4判横「第4期中期経営計画の概要について」及び別冊「中期経営計画第4期」をご準備ください。

本日は概要にて説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

計画を策定する上での「基本的な考え方」についてです。

2行目、本会の持つリソースを適切に配分し、事業を展開するとともに、価値ある情報発信が必要であること、4行目、本会職員の年齢構成において、40代の占める人数が多く偏りがありますが、スキルやノウハウを後進に繋ぐとともに、下から3行目後半、更なる保険者支援や今後のノウハウの積み上げに繋げていく必要があり、計画でビジョンを示すことにより目標を共有し、協働意思の向上により組織の成長・強化に繋げていくことを計画の基本的な考え方としております。

1 本会が掲げるビジョンにつきましては、下から3行目、前回の第3期計画では、「国保連合会の目指す10年後の将来像」を掲げており、第4期計画は前回計画の4年目から9年目に当たることから、その流れを踏襲しつつ「組織ビジョン」に加え、新たに「職員ビジョン」①課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員②心身の健康を保ち、ワークエンゲージメントを高め、最大限の実力を発揮できる職員を掲げ、職員が目指す方向を具現化しております。

4 ページをお開きください。

次期計画の全体概要として、組織、職員2つのビジョン、右側にな

りますが、(1) データ・ノウハウを活用した保険者等への総合的支援の充実 (2) 業務の高度化・効率化の推進 (3) あらゆる情勢の変化に対応できる組織基盤の確立・強化 3つの基本方針に基づき、令和6年度から11年度までの6年間の計画として、それぞれの具体的取組と今回の計画の構成を記載しております。

5ページ、6ページにつきましては、現計画からの変更点として、前回の計画からどのように変わるのかを記載しております。以上の概要の内容を踏まえ、別冊「中期経営計画第4期」を策定したものでございます。

以上でございます。

**【議長（前田理事長）】**

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第6号は原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第7号「通常総会の開催について」を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

**役議案第7号**

(役議案第7号 通常総会の開催について)

事務局：

93ページをご覧ください。

役議案第7号は、「通常総会の開催について」でございます。

1日時は、令和6年2月22日木曜日午後1時30分から、2会場は、マリnpレスかごしまマリnhホールでございます。

報告事項は5件で、議決事項は94ページまでの20件で令和5年度予算補正、令和6年度事業計画（案）及び予算に伴うものなど、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

**【議長（前田理事長）】**

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第7号は原案どおり決定することといたします。

ここから、総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議願います。

議案第1号から議案第3号の3件は、規則等の改正でございますので、一括審議として差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、議案第1号「特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について」から、議案第3号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### [議決事項]

##### 議案第1号～3号 (一括審議)

(議案第1号 特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について)

(議案第2号 手数料規程の一部改正について)

(議案第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について)

事務局：

95 ページをお開きください。

議案第1号は、「特定健診等データ管理システム開発負担金規則の制定について」でございます。

提案理由でございますが、特定健診等データ管理システムの次期システム更改に係る令和6年度からの国保中央会負担金（特定健診等データ管理システム開発負担金）の新設に伴い、本会の負担金の新設及び必要な規則を制定しようとするものでございます。

97 ページをお開きください。

項目といたしまして、第1条に趣旨、第2条に請求対象、第3条に費用の範囲、第4条に負担金の額を定め、98 ページをお開きください。そのほか、負担金の請求などを定めるものでございます。

附則、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

99 ページをご覧ください。

議案第2号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和5年6月から実施している柔道整復施術療養費二次点検及び患者調査業務の手数料について単価が決定したこと。

特定健診受診率向上共同事業に係る印刷発送関連費用について、保険者の印刷発送物の種類に応じた手数料単価となるよう見直しを行うもの。

また、令和6年度から開始される重度心身障害者医療費助成事業における自己負担額の自動償還払いについて、審査・集計事務等を円滑かつ着実に実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

103 ページをお開きください。

柔道整復施術療養費二次点検及び患者調査業務の手数料及び重度心身障害者医療費助成事業の単価が決定したことなどに伴い、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

104 ページをお開きください。

附則、この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第28号については、令和6年8月処理から適用するものでございます。

105 ページをお開きください。

議案第3号は、「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」でございませぬ。

提案理由でございませぬが、令和6年度からの国保中央会負担金の見直し及び国保データベースシステムの機器更改に伴い、本会の国保データベースシステム等負担金の見直しを行うことにより安定的な財政運営を図るため、所要の改正をしようとするものでございませぬ。

108 ページをお開きください。

国保中央会へ支払う保健事業等保険者支援負担金（KDB分）について、令和6年度から負担方法が変更することに伴い、本会負担金を見直すもの。

また、KDBシステムの本会運用経費等に係る負担金を見直すことに伴いアンダーラインの部分を改めるものでございませぬ。

附則、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございませぬ。

以上でございませぬ。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませぬか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第1号から議案第3号まで、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第1号から議案第3号は、原案どおり決定することといたします。

次の議案第4号から議案第10号までは、令和5年度予算補正及び財産の処分となりますので、一括審議として差しつかえございませぬか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、議案第4号「令和5年度一般会計歳入歳出予算補正(4回)」から、議案第10号「財産の処分(令和5年度)」までの7件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第4号～10号(一括審議)

- (議案第4号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正(4回)について)
- (議案第5号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(5回)について)
- (議案第6号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(3回)について)
- (議案第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正(2回)について)
- (議案第8号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(2回)について)
- (議案第9号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正(2回)について)
- (議案第10号 財産の処分(令和5年度)について)

事務局：

令和5年度予算補正につきましては、A3判横の資料の「総括表」で説明させていただきます。

右上に7分の2ページと記載のあるページをお開きください。

令和5年度各会計歳入歳出予算補正総括表でございます。

議案第4号から議案第9号は、令和5年度の各会計の予算補正について承認を求めるものでございます。

一番上の議案第4号は、一般会計、2番目の議案第5号から7分の4ページ第9号まで、各特別会計の業務勘定及び支払勘定でございます。

予算補正額、主旨、歳入の主な内容、歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりで、令和5年度の実績や見込に応じて歳入・歳出を補正させていただくもので、国保総合システム、国保情報集約システム等に係る端末費用が国保中央会一括調達により安価となったことや、各システムの改修に係る費用が入札等により安価となったことにより不用額が生じたこと、また、職員減員等により人件費等に不用額が見込まれること等から、資産管理運用規程に基づき、積立を行うため補正させていただくものでございます。

つづきまして議案第10号でございますが、A4判横の理事会議案の175ページをお開きください。

議案第10号は、財産の処分(令和5年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類「後期高齢者医療減価償却引当資産」、「障害者総合支援法減価償却引当資産」について、それぞれの処分額を備考欄にお示しの理由で取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第4号から議案第10号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第4号から議案第10号は、原案どおり決定することといたします。

次は、令和6年度予算関係になります。

議案第11号「令和6年度事業計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第11号 令和6年度事業計画（案）について）

事務局：

177ページをお開きください。議案第11号は「令和6年度事業計画(案)について」でございます。

179ページをお開きください。かいつまんで御説明申し上げます。

基本方針、まず一段落目は、国保・後期高齢者医療・介護保険・障害者総合支援事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展等に伴い厳しさを増していること。

二段落目、国においては、6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを決定しており、メリットを感じられる利用促進の取組を推進していること。

三段落目、このような状況の中、国保保険者については、国保制度改革の深化に向けた取組が求められている。

四段落目、本会は、保険者によって設立された団体であること、そしてその共同体としての役割と責任があることを認識し、保険者とともにこれらの状況の変化に的確に対応するため、現状や課題を共有しながら、専門的な知見やノウハウを活用し、保険者の財政や事務負担の軽減に資するよう更なる保険者支援に積極的に取り組む必要がある。

今後も引き続き、状況の変化、保険者のニーズに対応した支援の積極的な展

開を図るため、効率的・効果的な事務事業やコスト削減を行うとともに、計画的で安定的な財政運営に努めるなど、次のページからお示しの方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

180 ページをお開きください。

一つ目の○、各種システムのクラウド化に伴う更改や、保守運用等に伴う6年度、7年度の国保中央会負担金については、原則、本会で保有している積立資産で対応することとし、KDBシステム負担金及び特定健診等データ管理システム開発負担金など、一部のやむを得ない負担金については、保険者との事務的な協議を基に整理した見直し案により6年度予算（案）として提案する。

第2重点事項の審査支払関係につきましては、①審査基準の統一を図るため、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金と一体となった取組を推進し、統一されたコンピュータチェックの実装など審査の高度化・効率化に努めます。

181 ページをご覧ください。

⑥令和7年5月にクラウド上に更改を予定している介護保険及び障害者総合支援に関するシステムについては、外付けシステム等の機器構築、移行テスト、標準システムの運用試験等、滞りなく実施できるよう関係機関と連携して取り組みます。

保険者支援関係につきましては、①保険者の第3期データヘルス計画に基づく事業を推進するため、KDBシステム等を活用したデータ抽出や分析に係るスキルアップを目的とした研修会を開催する。また、保健事業の効果分析については、第三者による「保健事業・支援評価委員会」を活用し、効果的・効率的な事業展開に繋げる支援を行います。

②後期高齢者医療や介護保険に関するデータを基に「保健事業支援・評価委員会」を活用し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援を行います。

182 ページをお開きください。

⑧県との連携により「ケアプランを点検するための手引き書（簡易版）」に好事例等を追加し、保険者における介護保険のケアプラン点検を支援します。

保険者協議会につきましては、①県内医療保険者の医療費・特定健診データ分析により、二次保健医療圏単位の地域的傾向を可視化し、各保険者と健康課題を共有することにより、更なる保健事業の推進に繋がります。

183 ページをご覧ください。

第3実施事業の1会務の運営においては、（2）個人情報の保護・情報セキュリティ対策として、医療データ等の情報資産を安全かつ適正に管理するため、情報セキュリティ対策を徹底するとともに、ISMSの適切な運用に取り組みます。

2一般事業の（1）業務推進に関する事項につきましては、ア職員能力向上研修等による人材育成から、ウ業務の高度化・効率化の推進及びRPAシステムを活用した事業拡大を図ってまいります。

(2) 育成指導に関する事項につきましては、国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの国保税（料）収納担当課長及び担当者研修会から、ページをおめくりいただきまして、184 ページ、カ国保運営協議会会長及び国保主管課長合同研修会の開催までを実施してまいります。

(3) 広報活動に関する事項につきましては、国民健康保険事業・介護保険事業等に係る情報を保険者等に広報し、アからエの事業の推進を図ります。特にア機関誌「国保かごしま」の作成につきましては、広報委員会での協議に基づき、年6回の隔月発行から、年4回の季刊発行に見直すこととしております。

185 ページの3 診療報酬審査支払事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払を行います。

ページをおめくりいただきまして、187 ページをご覧ください。

4 介護保険事業につきましては、(1) 介護給付費等の審査支払業務の推進から189 ページの(6) ケアプランデータ連携システムの利活用などを行ってまいります。

5 障害者総合支援事業につきましては、(1) 障害介護給付費の審査支払業務等の運用から、(3) 障害福祉サービスデータベース連携システムの運用を行ってまいります。

6 保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、(1) 保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を共同で一元的に処理し、経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し、医療費適正化及び保健事業に活用し、保険者支援に繋げるため、ページをおめくりいただきまして、190 ページのアから191 ページのテまで、様々な取組を進めてまいります。

(2) 第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故、食中毒等の求償について保険者事務の支援に努めるため、アからエの取り組みを行います。

(3) 広報共同事業に関する事項のうち、アのテレビ広報番組「国保でHOT情報」につきましては、広報共同事業負担金の減少に伴い広報委員会の協議により、年22回の放送から、月1回、年12回の放送に見直すこととしております。

192 ページをお開きください。

7 保険者における保健事業等のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症及び重症化予防や介護予防の推進など、保険者等の健康づくりを支援するため(1) 医療費適正化に資するための支援においては、アここにお示しの各種システムの操作に関する研修会や、次のページ、エのデータヘルス推進研修会の開催では、医療費等データの評価・分析に必要な基礎知識・能力の取得により、保険者自らがデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業を展開できるよう、保健事業担当者を対象に支援を行います。

(2) 保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援につきましては、健診

の受診率向上のための取り組みを行います。

194 ページをお開きください。

8 その他の事業としまして、(1) 国保診療施設への支援につきましては、国保診療施設協議会の事務局として、国保直営診療施設の支援を。

(2) の保険者協議会の県国保課との共同運営につきましては、イ生活習慣病の発症・重症化予防のための医療費分析の実施。195 ページをご覧くださいまして、オ特定健診及び長寿健診の受診促進に係るテレビCM広報などを行います。

9 適正な予算編成及び執行につきましては、2 行目の中ほどから財政運営を明確化した上でメリハリのあるコスト配分に努めること。さらに、公認会計士による監査や、内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得て、システム構築、設計の検証を行うなど適正な執行に努めます。

次に 196 ページをお開き下さい。

令和 6 年度の予算額一覧でございます。令和 5 年度の当初予算との比較をお示ししております。表の一番下、令和 6 年度予算額の合計は、7,148 億 931 万 4 千円で、当初予算の対前年度比は 106.51%でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第 11 号の説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 11 号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 12 号から議案第 20 号の 9 件は、令和 6 年度予算関係で関連がありますので、一括審議として差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、議案第 12 号「一時借入金について」から、議案第 20 号「財産の処分（令和 6 年度）」までの 9 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 12 号 一時借入金について)

(議案第 13 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算について)

(議案第 14 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)

(議案第 15 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算に

- ついて)
- (議案第 16 号 令和 6 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 17 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 18 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 19 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 20 号 財産の処分 (令和 6 年度) について)

事務局：

197 ページをお開きください。

議案第 12 号は、一時借入金についてでございます。

令和 6 年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借り入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の 20 億円、借入先は、鹿児島銀行、借入年利率は、短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は、一括償還で令和 6 年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

次に、令和 6 年度歳入歳出予算につきましては、A 3 判横の総括表で説明させていただきます。

A 3 判横の右上に 7 分の 5 ページと記載のある令和 6 年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第 13 号から議案第 19 号まで、令和 6 年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第 13 号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和 6 年度の予算額は、8 億 7,731 万円でございます。

議案第 14 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、15 億 3,389 万 6 千円でございます。

議案第 15 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、9 億 5,923 万 1 千円でございます。

議案第 17 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

予算額は、1 億 7,534 万 7 千円でございます。

7 分の 6 ページをお開きください。

議案第 18 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

予算額は、4 億 2,562 万 5 千円でございます。

議案第 19 号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

予算額は、1 億 3,195 万 3 千円でございます。

収入の主な増減理由欄には、主な収入財源及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には、主な支出項目及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

7 分の 7 ページでございます。

次の予算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 14 号から第 19 号まで、各特別会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、中ほどの議案第 16 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和 6 年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、A 4 判縦の資料、中ほどに円グラフがある資料でございます。

これは、令和 6 年度予算の中で、一般会計・特別会計業務勘定の概要で本会の運営経費について、規模感や構成割合をお示しするものでございます。

一般会計・特別会計業務勘定の予算総額が左上、41 億 336 万 2 千円、そのうち、保険者等から受け入れた額をそのまま医療機関等へ支払うものがございますので、差し引きますと、実質の運営予算としましては、28 億 3,209 万 4 千円でございます。その内訳としまして、2 段目の人件費やシステムに係る経費など、大きく 4 つに分類したものでございます。

下のグラフと表は、事業費等を更に分類したもので、歳入・歳出において、それぞれの構成割合をお示ししてございます。

令和 6 年度予算の状況ですが、令和 6 年度実質の運営費は、前年度当初予算と比べ 1.6%（約 4,600 万円）の増額となっております。

国保総合システムのクラウド化による経費の減少により、ICT 積立資産の積立が当初予算に計上できたことなどから積立金支出金が、約 1.7 億円増加となりましたが、クラウド化によりデータセンター使用料や減価償却費等の国保総合システムに関する経費が減少したこと、令和 5 年に機器更改が終

了したことなどにより、約 1.3 億円減少となったものでございます。

また、お手元に A 4 判縦の右上に参考資料とあります「財務諸表」をお配りしてございます。本日は説明については行いませんが、令和 6 年度収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明をしてまいりましたが、厚生労働省の通知により、参考資料として複式簿記での収支予算書をお配りしております。また、最後のページには簡略版をお示ししております。

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、  
321 ページをお開きください。

議案第 20 号は、財産の処分(令和 6 年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から次の 322 ページ障害者総合支援法 I C T 積立資産まで、お示しの処分額を備考欄に記載の理由で、それぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第 12 号から議案第 20 号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

#### [質疑応答]

中重理事：一時借入先を鹿児島銀行に絞っているのは何か理由があるのか。

事務局：昭和 35 年 4 月 1 日日本会と鹿児島銀行の間で「指定銀行業務に関する契約書及び資金借入に関する契約書」を締結しており診療報酬等の受入金、支出金の収納及び支払を鹿児島銀行に委託している。長年の信用、信頼というものがあり診療報酬等の支払資金に不足が生じた場合は、3 日以内に融資が可能となるよう協定書を締結しており、その限度額を 20 億円としているところ。

中重理事：昔からの付き合いもあり、メインバンクとして締結しているとのことだが、今、市町村で借入をする場合、鹿児島銀行は利率が高くて入っていないのが実情なので、利率についても他行との状況を比較して、来年度以降検討していただければ。

事務局：他行との状況を比較して検討してまいりたい。

#### 【議長（前田理事長）】

ほかに御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 12 号から議案第 20 号は、原案どおり決定することといたします。

## (7) その他

【議長（前田理事長）】

本日審議予定の附議事項は以上となりますが、全体を通して何か御質疑等ございませんか。

その他、附議事項以外でも何かありましたら、挙手にてお知らせください。

( な し )

特に無いようですので、これで議事進行は終了させていただきたいと思えます。

御協力ありがとうございました。

## (8) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項 3 件、役議案 7 件、議案 20 件、全て御承認いただきました。重ねてお礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、皆様方、保険者の厳しい財政状況をしっかりと認識の上、今後も事業を進めて行くこと、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として、負託に応えてまいる所存でございます。今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 2 時 44 分